

協議第 2 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 個人市民税、法人市民税及び軽自動車税については、現行のとおりとする。ただし、減免基準については、小田原市の水準を適用する。
- 2 固定資産税及び都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、小田原市の水準を適用する。
- 3 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 4 入湯税については、小田原市の水準を適用する。

平成 2 9 年 3 月 2 8 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・入湯税を除く市税については、税率や課税の算定方法が同一であることから、現行のとおりとする。
- ・納期や減免基準に差異のあるものについては、合併後の市における住民への影響を可能な限り少なくする観点から、納税者数や税収規模が大きい小田原市の水準を適用することが適当であるため。
- ・税率及び課税免除基準が異なる入湯税については、税収規模の確保を図る観点から、小田原市の水準を適用する。合併後の市全区域において均一に課税することが著しく衡平を欠くとは認め難いため、市町村の合併の特例に関する法律第 1 6 条の不均一課税の特例は適用しない。